

江府町教育大綱

【江府町教育振興基本計画】

平成29年4月

江府町

目 次

頁

■江府町教育大綱

1 基本理念（教育目標）と計画体系

■江府町教育振興基本計画

第1章 計画の策定にあたって 1

1 計画の位置づけ

2 計画の期間

3 計画の実効性の確保

第2章 本町教育を取り巻く現状と課題 2

1 本町を取り巻く現状と課題

(1) 少子化の進行と環境整備

2 子どもを取り巻く現状と課題 3

3 生涯学習を取り巻く現状と課題 4

第3章 計画における基本施策 5

I 幼児教育・学校教育

1 基本的な方向1 確かな学力の育成

(1) 保小中連携の推進

(2) 学力の定着と向上 6

(3) 教職員の資質向上 7

(4) 特別なニーズに対応した教育・支援の推進 8

2 基本的な方向2 豊かな心と健やかな身体の育成

(1) 豊かな心を育む教育の推進 9

(2) 読書活動の推進 10

(3) 食育の推進と学校給食の充実 11

(4) 児童生徒の体力の向上 12

3 基本的な方向3 幼児教育の充実

(1) 質の高い保育の提供 13

(2) 保育環境の整備 14

4 基本的な方向4 安心安全な教育環境	
(1) 環境整備の推進	15
(2) 学校安全対策の強化	16

5 基本的な方向5 学校・地域・家庭の連携	
(1) 家庭や地域の教育力の向上	17
(2) ふるさと教育の推進	18

II 社会教育

6 基本的な方向1 青少年の育成	
(1) 青少年の健全な育成	19
(2) 社会性の育成	20
(3) 地域の子育て環境整備の推進	21

7 基本的な方向2 学習機会の充実	
(1) 生涯学習の推進	22

8 基本的な方向3 施設機能の充実	
(1) 生涯学習施設の充実	23

9 基本的な方向4 歴史・文化遺産の活用	
(1) 文化財保護の推進	24
(2) 郷土学習の推進	
(3) 文化遺産の環境整備	25

10 基本的な方向5 芸術文化の振興	
(1) 芸術文化にふれる機会の充実と人づくり	26

11 基本的な方向6 スポーツを通じた豊かな生活づくり	
(1) 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実	27
(2) 若者のスポーツ機会拡充と高齢者の体力づくり支援	
(3) 住民が主体的に参画する地域スポーツの環境整備	28
(4) スポーツ環境の整備	

III 人権教育

1 基本的な方向 人権教育の推進	
(1) 保育園・学校や地域で学ぶ人権教育	29

1 大綱策定の趣旨

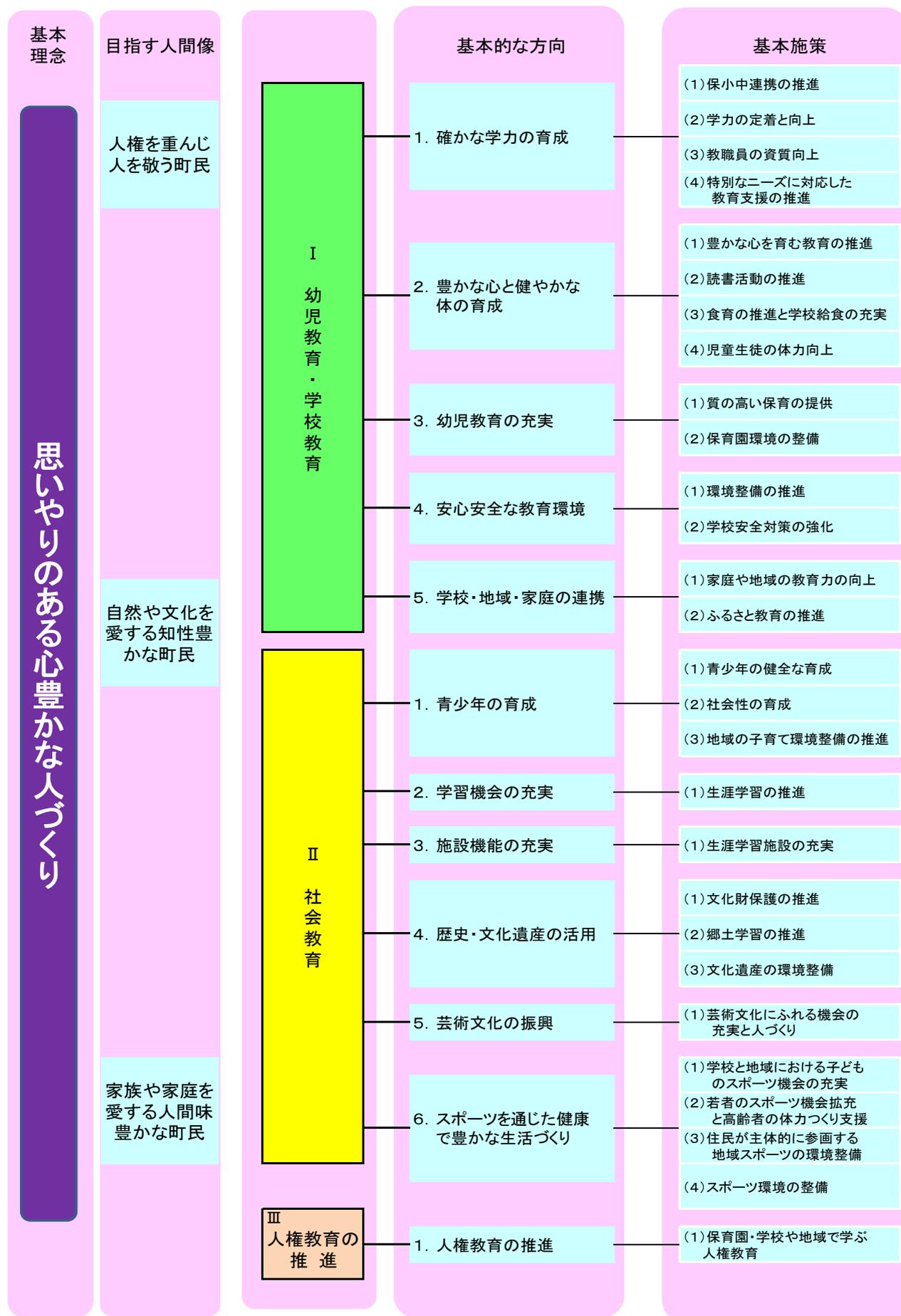
近年の教育を取り巻く環境は、科学技術の飛躍的な進歩、情報化の進展や国際化など輝かしい発展がある一方で、少子高齢化、子どもの学ぶ意欲や学力の低下、家庭・地域の教育力の低下や社会における安全・安心の確保など様々な課題が発生しています。

このような環境の変化は、江府町にも当てはまるものもあり、大小の違いはあるものの同様な課題はいつ直面するか分からない状況にもあります。

国では、こうした課題に取り組むため、平成 18 年に教育基本法の改正が行われました。この改正により、その第 17 条にもあるように、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための『教育振興基本計画』を策定することとなり、地方公共団体においても、国の計画を参酌して「教育振興基本計画」を策定するよう努める努力義務が課せられました。

本町では、これまでも教育目標を掲げつつ、本町の総合計画などにおいて計画的に教育行政を推進してきたところですが、今後、中長期的視点から取り組むべき施策の全体像、体系を明らかにし、教育関係者のみならず町民全体で、本町教育の一層の充実を図ることが必要であり、そのため「江府町教育大綱」を策定し、教育振興の基本的な方向として「江府町教育振興計画」をもとに進めることとなりました。

2 大綱策定の構成



第1章 計画の策定にあたって

1 計画の位置づけ

この計画は、国の第2期教育振興基本計画及び鳥取県教育振興計画を参酌し、町の未来計画との整合性を図りながら、本町が目指す教育の姿（目標）や施策の基本的な方向などを明確に示し、それらを確実に実現するために、必要な教育施策や取組みを体系的に整理した、教育に関する基本的な計画です。

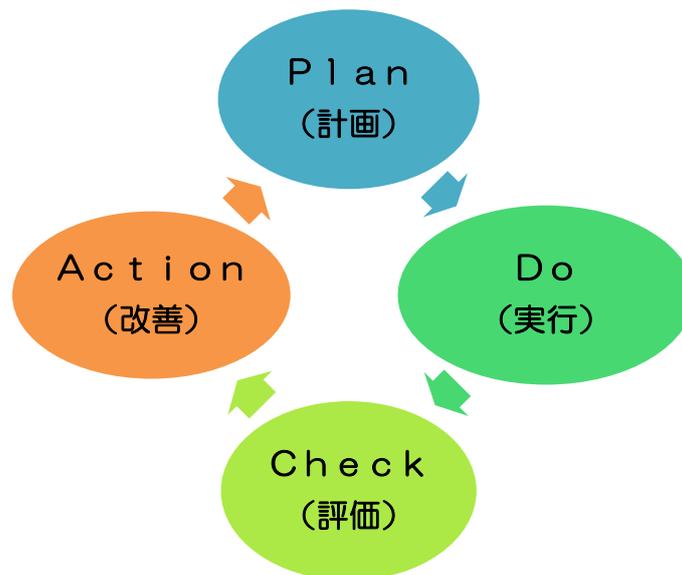
- (1) 教育基本法第17条第2項に規定する地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画
- (2) 町政運営の長期的かつ総合的な基本指針である「江府町未来計画」の教育に関する分野別計画

2 計画の期間

平成29年度から4年間とします。

3 計画の実効性の確保

この計画の推進にあたっては、計画、実行、評価、改善のサイクルによるマネジメントシステムにより計画の実効性を確保しています。具体的には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、「教育委員会の事務の点検及び評価」を実施し、これを議会に提出します。



第2章 本町教育をとりまく現状と課題

1 本町をとりまく現状と課題

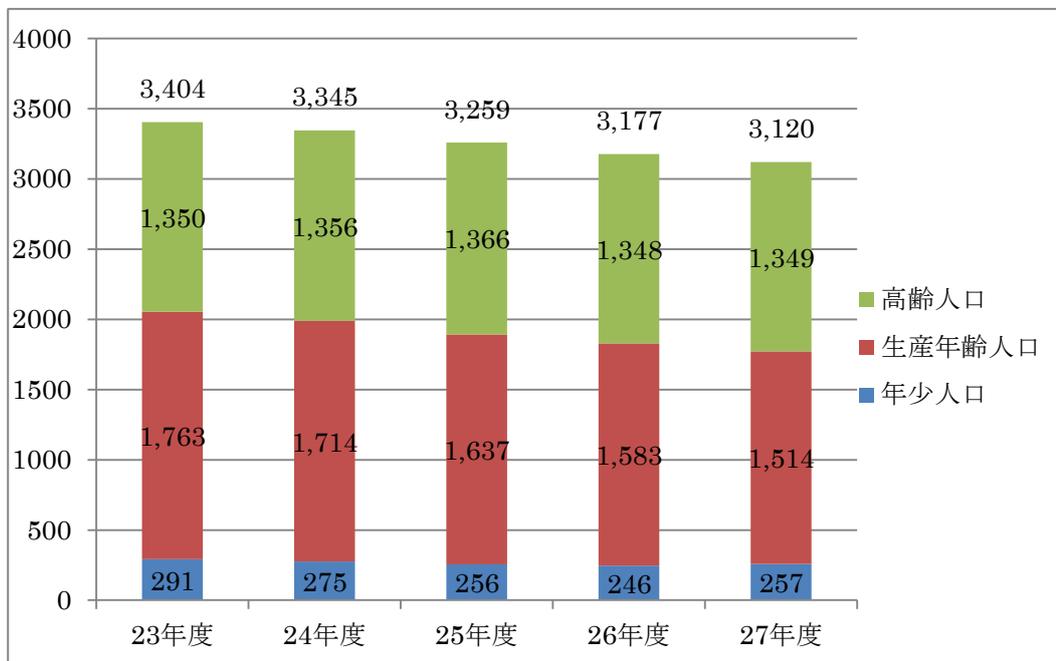
(1) 少子化の進行と環境整備

本町の将来人口推計によると、本町の総人口は減少し続けることが予想されています。また、0歳から14歳までの年少人口も減少傾向にあり、江府小学校、江府中学校ともに児童・生徒数が減少することが予想されます。

このような流れを受けて、平成21年度には町内に4校あった小学校を統合することで、集団生活を送る中で豊かな人間性を培うための環境を整えてきました。また、老朽化していた江府小学校の体育館や江府中学校校舎、学校給食センターを新築し、物的環境の整備を進めてきたところです。

このような現状を踏まえ、本計画に基づき教育行政を推進し、本町教育のさらなる質の向上を目指すことで、子供を安心して学校に預けられる、子育てしやすい環境を整えることが必要です。

(単位：人)



○児童・生徒数の推移（各年度5月1日現在 平成29年度以降は推定）

江府小学校

（単位：人）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
1年	25	20	13	9	11	19	8	19	16	10
2年	22	25	20	14	9	11	20	8	19	16
3年	25	22	24	21	14	9	11	20	8	19
4年	26	24	22	23	21	15	8	11	20	8
5年	11	26	24	22	23	21	16	8	11	20
6年	26	10	26	26	22	24	21	16	8	11
計	135	127	129	115	100	99	84	82	82	84

江府中学校

（単位：人）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
1年	29	26	11	24	25	22	24	21	16	8
2年	27	28	24	12	24	25	22	24	21	16
3年	32	27	28	24	12	24	25	22	24	21
計	88	81	63	60	61	71	71	67	61	45

2 子どもを取り巻く現状と課題

各種アンケート調査等を見ると、朝食の摂取や起床時刻等の生活習慣は概ね良好な状態にあると言えます。また、「いじめはいけない」といった規範意識も高く、正しい行いをしようとする子ども達の割合も高くなっています。しかし、一方で、自分の良さを自覚したり、将来への目標を持ったりする自尊感情が低い傾向にあり、学校・家庭・地域が連携して子ども達の良さを認め励ます場を設けていくことが必要です。

平成21年度の小学校統合を機会に、本町では学校支援地域本部事業を立ち上げ、地域と学校が連動して子どもを育てる取組を進めてきました。また、「地域に開かれた学校づくり」をキーワードに地域への学校開放を進めつつあるところです。

小学校の統合により、町内の保育園、小学校、中学校それぞれ1つとなったことは、保小中の連携を進めやすい環境とも言えます。小学校教員の保育園への長期研修派遣や、小中の教職員による協働の授業改善の取組など、連携を深めてきているところです。今後は、子どもの育ちという観点から、系統性のある保育や教育の展開を図ることが必要です。

保小中が1園1校になったことにより、子ども達は15歳までの間、同じ仲間と過ごすこととなります。このことは、子ども達同士の絆を深めることにもなりますが、新た

な人間関係を築こうとする力を育てるという点においては、意図的な指導や場づくりが必要となります。園や学校における異年齢活動の充実や、姉妹町である西ノ島町の児童交流、また地域との交流など、様々な場で子ども達に人間関係づくりについて体験を通して学ばせる必要があります。また、江府町は「つなぎやA i T i e」との交流や広島修道大学のインターンシップ受入れも行っており、そうした外部人材との交流を通して様々な人との関わりについて学ぶことも、今後、進めていくことができるかもしれません。

時代の変化と共に、子どもを取り巻く環境も大きく変化してきました。落ち着いて物事に取り組むことや感情をコントロールすることが苦手な子ども達は増加傾向にあり、本町も例外ではありません。全ての子ども達が進んで学ぶことのできる環境整備に向け、小中学校に学習支援員を配置するなどの取組をしてきましたが、一人一人に確かな学力をつけていくためには、一層の工夫改善が必要です。

不登校やいじめなどの生徒指導上の問題は、子どもだけを見ても解決しない時代になってきました。今後は、家庭環境等も視野に入れたソーシャルワーク的視点に立った支援が必要となってきます。本町で実施しているスクールソーシャルワーク事業の充実を図り、一人一人が生き生きと園や学校で生活できる環境づくりに努めることが必要です。

3 生涯学習を取り巻く現状と課題

生涯学習は、生涯にわたって充実した心豊かな生活を送るために必要な取組であるとともに、学習によって習得した知識や技術、その成果を生かした活動は、町民が行政と協働してまちづくりを推進する大きな力になります。学習活動を通じて地域社会が人を育み、人が地域社会をつくるという良い循環をつくることが求められています。このような良い循環をつくるために、いつでもどこでも学習ができ、学んだことを地域に生かすことができる体制の構築を目指します。

また、社会教育は町民の生活課題や地域課題について町民自身が理解を深め、その解決のために当事者意識をもって主体的に実践する人づくりを目指して行う教育活動です。人づくりや絆づくり・地域づくりを進めるためには、学習環境の整備や連携・協働体制の構築を積極的に推進する必要があります。

第3章 計画における基本施策

I 幼児教育・学校教育

1. 基本的な方向1： 確かな学力の育成

(1) 保小中連携の推進

<現状と課題>

子どもは成長の段階に応じて、保育園・小学校・中学校と異なる環境の中で育ちます。しかし、子どもの育ちは細切れではなく1つに連なったものです。それまでの子どもの状態を良く理解し、また将来の姿をイメージしながら保育や教育が展開されてこそ、一人一人がその良さを伸ばすことにつながります。

平成21年度の小学校統合により、町内には保育園・小学校・中学校がそれぞれ1つずつとなりました。このことを契機に、本町では保・小・中の連携強化を進めてきました。生徒指導や特別支援教育の担当者による情報共有の場の設定や、小中の協働による授業改善の取組などにより連携は進みつつあります。今後は、保小中の教職員が共通の課題意識をもとに共同で研修を重ねたり、保育や教育の系統化や指導法の共通化を図ったりするなど、より具体的な取組を進めていく必要があります。

また、子ども同士の交流は、上級生には思いやりややさしさ、また年長としての誇りを感じる場であり、下級生にとっては成長することへの憧れを感じ自らの将来を思い描く場にもなります。これまでも、年長児と小学5年生の交流や、中学生による保育体験などの交流を進めてきました。子ども達が希望を持って就学・進学するためにも、保小中の滑らかな接続を意識しながら、今後も子ども同士の交流を積極的に行うことが必要です。

保小中が連携して学び続ける子どもを育成することにより、生涯学習の基礎を培うようにしていきます。

<主な取り組み>

- 就学前から中学校卒業までを見通した系統的な指導
- 校種間を超えた教職員の積極的な実践交流（公開授業、公開保育の推進）
- 連携カリキュラムの作成と実践
- 相互乗り入れ授業、交流体験活動の充実

(2) 学力の定着と向上

<現状と課題>

平成19年に改訂された学習指導要領では、知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力の育成を重視する方向性が打ち出されました。本町でも、このような力を育成するため、県の補助事業等を活用して指導の工夫改善に努めてきました。このような取組により、子どもたちの学習への関心や意欲は少しずつ高まりつつあるところです。しかし、目に見える形で学力が伸びたという成果には十分に結びついておらず、今後も一層の指導の工夫改善に取り組むことが必要です。今後も、標準化された学力調査等も活用しながら、本町の課題に即した授業改善を進めていきます。また、少人数指導や^{※1}ティームティーチングなど指導形態の工夫も行いながら、一人一人に応じたきめ細かい指導を行っていきます。併せて家庭学習の充実も力を入れていきます。

人と人とを結びつけるコミュニケーション力の育成は、本町のように保育園入園から中学校卒業まで同じ人間関係の中で育つ子どもたちには、意図的にそのような力を培う場を設定し、力を伸ばしていく必要があります。また、グローバル社会を生き抜く子どもたちには、国際理解教育の観点からのコミュニケーションへの資質能力の育成も大切です。話す・聞くといった力に加えて、人間関係づくりの視点からも、さらに言語活動の充実を進めていきます。

<主な取り組み>

- 基礎的・基本的な知識・技能の定着
- 問題解決学習の充実により思考力・判断力・表現力等の活用する力の育成
- 主体的に学習に取り組む態度の育成
- お互いが認め合い支え合う学習集団づくり
- きめ細かい指導に対応するための学習支援員などの人的配置
- 家庭における学習習慣の確立のための取組推進
- 標準化された学力調査の実施・分析をもとにした授業改善
- 英語指導助手（ALT）の配置
- 学校図書館の充実

※1 ティームティーチング： 複数の教員が役割分担し、協力し合いながら指導計画を立て、指導する方式。
チームの教員一人ひとりの特性を最大限に生かした体制。

(3) 教職員の資質向上

<現状と課題>

子ども達の力を伸ばすためには教職員の指導力の向上は不可欠です。より良い授業をめざし、常に研究と修養を重ねることは教職員に課せられた使命です。

本町では、保小中がそれぞれに研究推進計画を立て、より良い指導法を求めて公開保育や公開授業、研究会などを行ってきました。平成24年度からは、小中が連携した授業改善にも取り組んできているところです。今後も、教職員同士の切磋琢磨により指導力の向上に努めていかなければなりません。

また、保育園・小学校・中学校は、それぞれに得意とする指導法を持っています。そのような他の校種の指導法に学ぶことも今後は重要です。積極的に保育や授業参観に出かけ、良い指導法を取り入れ学校全体に広げていくような体制を整えていきます。

情報化社会が進む中、今後は^{※2}ICT機器の導入が加速度的に進むことが予想されます。機器を効果的に使いこなす技能も身に付けるような取り組みも進めていきます。

<主な取り組み>

- 公開保育、公開授業の積極的实施と参加促進
- 合同研修会の開催
- ICTを活用した指導力の向上
- 保小中の協働による保育・授業改善の取組

※2 ICT：情報通信に関する技術の総称従来から使われている「IT」に代わる言葉として使われる。



保育園児の小学校見学

(4) 特別なニーズに対応した教育・支援の推進

<現状と課題>

時代の変化と共に、落ち着いて行動することが苦手な子どもや、自分の感情をコントロールすることに困難さを持つ子どもが増えてきました。特別支援学級に在籍する児童生徒のみならず、通常の学級に在籍する児童生徒にもそれぞれのニーズに応じた支援を行うことが今後はますます必要になってきます。

本町では保育園での健診等により、そのようなニーズを持った子どもを早期に発見するとともに、関係機関や保護者が連携して、それぞれに応じた適切な支援を行うようにしてきました。小学校就学後も、そのような支援を適切に引継ぎ、子ども達が困ることがないようにしなければなりません。各校で行われる就学支援委員会において、一人一人の支援について校内で共通理解を図るとともに、支援が途切れることがないように、定期的に関係機関との連携により情報共有しておくことが必要です。これまで取り組んできた特別支援教育担当者会等の充実を図るとともに、関係機関共同の健診の実施や保育や授業参観等、子どもの実態を的確にとらえるような取組を進めていきます。

また、一人一人にきめ細かい対応をしていく体制がとれるよう、加配教員の確保に努めるとともに、学習支援員など町独自の支援策も引き続き取り組んでいきます。

<主な取り組み>

- 福祉部局、教育委員会、学校が連携した各種健診の実施
- 就学支援と丁寧な引継ぎ（支援シート・支援計画・指導計画の作成と活用）
- 校内就学支援委員会、町内特別支援教育担当者会の充実
- 医療や県立米子養護学校など専門機関との連携強化
- 就学前児への教育相談室による支援の充実
- 学習支援員の配置



園庭で遊ぶ園児

2. 基本的な方向2： 豊かな心と健やかな身体の育成

(1) 豊かな心を育む教育の推進

<現状と課題>

豊かな体験は豊かな心を育みます。自然豊かな本町では、小学校において町内誘致企業と連携した「ブナの実プロジェクト」や、中学校における職場体験学習など、体験活動の充実を図ってきました。また、グローバル社会を生き抜く人材を育てるためには、民族や国籍の違う他者をより良く理解・尊重し、共に生きる心を育てることも重要です。そのため、保育園や小学校での外国語指導助手の活用も進めてきました。また、様々な人間関係づくりを経験させるため、異年齢や他校種また他校の子どもとの交流を進めることも重要です。小中学校での縦割り活動に加え、保育園でも平成20年から異年齢保育を実践しています。この取組により、年長児の自覚が深まり自立への意識が芽生えるようになってきました。また、小学校では姉妹町である西ノ島町の児童との交流も行っています。今後も体験的な活動をさらに充実させ、豊かな心を育てていきます。

人権教育の推進という観点では、小中学校の通常の授業だけでなく保護者と共に人権コンサートなどを行ってきました。行政の人権教育と連携した取組も進めているところです。今後は、大人も子どもも一体となった取組により、人権意識の高い町づくりの基礎となる人権教育を進めていきます。

やがて来る道德の教科化に備え、教職員の指導力向上も図っていきます。

<主な取り組み>

- 自然体験活動やボランティア活動等の充実
- 保小でのALTの活用等による国際理解教育の推進
- 異年齢、他校種及び他校（姉妹町児童）との交流促進
- 人権教育の推進
- 道德の教科化に向けての研修強化

(2) 読書活動の推進

<現状と課題>

読書は心の栄養といえます。子どもの読書活動推進に関する法律では、読書は「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」と示されています。子どもの頃の読書経験は、その後の読書人生に関わる重要な経験でもあります。本町では、平成21年度の学校支援地域本部事業を進めるに当たって、地域の読み聞かせのボランティアを募り、子ども達への読み聞かせの充実を図ってきました。現在、小学校で週1回、保育園は月に1回、中学校で月1回のボランティアの方による読み聞かせが行われています。また、家庭での読書の習慣化をめざし、親子読書などの取組も進めているところです。今後も、地域や家庭とも連動して子ども達が生活全体の中で本に触れ親しむようにしていきます。

また、魅力ある図書館経営も読書への興味関心を高めるためにはとても重要です。図書館職員の資質の向上や蔵書の充実等、学校図書館と町立図書館とのより密接な連携により、子ども達を取り巻く図書環境を一層充実させていきます。

<主な取り組み>

- 図書標準達成に向けた蔵書の充実
- 町立図書館と学校図書館の連携による図書の有効活用
- 保小中における親子読書の推進
- ボランティアによる読み聞かせの充実
- 図書館司書の配置と資質向上



読み聞かせ



ものづくりクラブ

(3) 食育の推進と学校給食の充実

<現状と課題>

「食」は心身の健康の源であると同時に、豊かな人間性を育む基礎となるものです。家族で囲む食卓は大切なコミュニケーションの場でもありますし、それぞれの家庭に独自の味わいがあるように、食は文化でもあるとも言えます。鳥取県は、その豊かな自然に育まれる食材を生かした豊かな食生活を送ることを目的に「食のみやことっとり～食育プラン～」を策定・改訂しています。本町でも、米を代表とする地域の産物を口にし、郷土の良さを知る機会として食育の展開を図っていかねばなりません。平成 22 年度から実施している給食における町内産特別栽培米の提供や地元野菜の使用など、地産地消を進め、子ども達と生産者とを結びつけるとともに、保小中が連携した系統性のある食育を展開していきます。また、食育の要となる栄養教諭を配置し一層の充実を図っていきます。

平成 27 年度からは新しい給食センターが稼働しました。これまで以上に安心安全な給食を提供するとともに、食物アレルギーなどにも適切な対応を心がけていきます。

<主な取り組み>

- 家庭や地域と連携した食育の推進（地産地消）
- 栄養教諭を核とする食育の充実
- 系統性のある一貫した食育推進計画の作成と実践
- 給食センター充実による安心・安全な給食の提供
- 町内産特別栽培米等地元食材の提供による地産地消による給食の提供
- アレルギー体質の児童生徒への安全な給食の提供



ランチルームでの給食

(4) 児童生徒の体力の向上

<現状と課題>

体力は活動の源であり、健康な生活を営むだけでなく意欲や気力といった精神面の充実にも関わっており、健全な発達や豊かで充実した生活を送る上で大変重要なものです。「知・徳・体」と言われるように、体力の向上は子どもの健やかな成長には欠かせないものです。このような観点から、保育園や学校では持久走などの運動を継続的に行ったり、器具を使った遊びを充実させたりしてきました。また、スポーツ少年団等の取組や中学校での部活動なども、子どもたちの体力向上に重要な役割を果たしています。

しかし、運動する子としない子の二極化の傾向もあり、本町の子ども達の全体的な体力は高いとは言えません。今後は、子ども達の体力をしっかりと分析するとともに、課題に応じて適切に全ての子ども達の体力向上の取組を進めていきます。

<主な取り組み>

- 体力・運動能力調査（新体力テスト）の結果等をもとにした的確な体力分析
- 課題をもとにした体力向上推進計画の作成と実践
- 朝マラソンなどの運動の日常化
- 体育や体育的行事、部活等を通じた体力や運動能力の向上



中学校体育祭



小学校運動会

3. 基本的な方向3： 幼児教育の充実

(1) 質の高い保育の提供

<現状と課題>

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なものであり、子供の国保育園では、これまでも様々な体験を通して豊かな心情や物事に関心を持ち自ら取り組もうとする意欲を育むようにしてきました。また、基本的な生活習慣や友達との関わりの中で社会性を身につけていく時期に、幼児が集う保育園の果たす役割は大きいと言えます。小学校への接続も意識した取組を進めていくためにも、今後も職員の資質向上を図り、現在実施しているテーマ保育や環境保育の充実など質の高い保育を提供するようになっていきます。異年齢保育や年齢別保育も、ねらいに応じて効果的に行っていきます。また、子育て支援センターは「親と子の育ちの場」としての役割も担っており、引き続き育児や子育て支援の機能を持つことが求められています。育児に不安を抱える保護者に対応するため、支援センター機能も充実させていきます。

<主な取り組み>

- 園児の興味関心を広げるテーマ保育や環境保育の充実
- ヒト・モノ・コトに出会う体験活動の充実
- 小学校就学を視野に入れた、学びの連続性を持った保育の展開
- 異年齢保育の充実
- 育児不安解消のための相談機能としての子育て支援センターの充実



芋ほり



体験学習

(2) 保育環境の整備

<現状と課題>

子どもの人数は減少傾向ですが、3歳未満児の入所人数は増加傾向にあります。保護者のほとんどが就労状況にある現在、就労保障の面においても子育て環境の充実を図っていかなくてはなりません。また、乳児期の大人の関わりは、子どもの自尊感情の育ちに関わってくることもあり、長時間を過ごす場合でも園が安心できる居場所となり子どもにとって過ごしやすい環境であることと、保育内容において意図的に家庭的な保育を実施することが大切です。そのため、特に、6か月児からの入所希望に対応するための環境整備が必要になってきています。

その他、個別の発達状況に対応するための相談等も年々増加していることから、多面的な視点から、子育てを保護者とともに進めていく体制と施設整備が必要です。

<主な取り組み>

- ・安心して預けられるための人的配置
- ・完全給食実施による食育の推進
- ・3歳未満児室の整備
- ・面談室（相談室）、会議室設置
- ・空調などの環境整備
- ・障がい児保育、一時預かり保育など個別のニーズに応じた保育



園児による給食配膳

4. 基本的な方向 4: 安心安全な教育環境

(1) 環境整備の推進

<現状と課題>

地震大国の日本では、耐震化は安心安全な教育環境整備には欠かせません。本町では、平成 20 年度に小学校の校舎の大規模改修、平成 21 年度に小学校体育館の新築、平成 26 年度に江府中学校の新築と施設整備を進めてきました。これにより、小中学校の教育施設は全て耐震化を終えました。近年の異常気象にも見られるように、気温の変化が激しくなっており、空調設備の整備も重要な教育環境です。小学校では平成 25 年度に、中学校は平成 26 年度の新築に合わせて、全ての教室に空調設備を整備しました。今後は、施設設備の維持管理を計画的に進めていくことが必要です。

江府小のプールも、使用年数が長くなり老朽化が激しくなってきました。また、給食センター移転にともなう、センター跡の有効活用についても検討しているところです。

指導法の多様化に対応するため、江府中学校では校舎の新築に合わせて、全教室に電子黒板を整備し ICT 環境を整えました。指導の系統性という観点からも、小学校においても同様の ICT 環境整備を進めていきます。また、タブレットの導入など、時代に応じた教育環境の整備も検討していきます。

理科や家庭科等の授業に使われる教材教具や楽器なども年数とともに破損や老朽化が進むことから、計画的な整備を進めていきます。

<主な取り組み>

- 施設設備の維持管理
- 情報教育の充実のための環境整備促進
(電子黒板、タブレット、デジタル教科書等の導入)
- 給食センター跡の有効利用
- 教材・教具の計画的整備

(2) 学校安全対策の強化

<現状と課題>

社会規範に対する意識の変化などから、本来安全であるはずの保育園や学校、または通学路等で子どもが被害者となる事件が起こる時代になってきました。子ども達の身の安全確保は全てに優先されなければなりません。これまで行ってきた定期的な安全点検をより丁寧に行い、通学路や校舎等の危険個所を把握するとともに、十分な安全対策を講じていきます。環境整備だけでなく、自らが自分の身を守るという観点からの防災教育・安全教育の充実も進めます。

いじめや暴力など生徒指導上の問題から不安を抱える子ども達や、家庭環境の複雑化により家庭の状況を背負ったまま学校にやってくる子ども達も多くなりつつあります。また、情報化社会のなかでケータイやインターネットなどによる被害は都会・田舎関係なく起こりうるものです。全ての子ども達が生き生きと園や学校生活を送ることができるよう、子ども達を取り巻く環境を的確に把握し、必要な支援を早期から行っていくため、関係機関が連携して支援に当たるようにしていきます。

<主な取り組み>

- 通学路や校舎等の安全点検及び環境整備と通学支援制度の充実
- 防災教育の充実
- 情報モラル教育の推進（出会い系サイト等の被害防止）
- 危機管理（防災、不審者対応）マニュアルの改善・充実
- アンケートやアセスメント等による児童生徒理解の充実
- 江府町学校いじめ防止基本方針（H26策定）に基づく取組の充実
- 教育相談室の機能強化
- ※₃ スクールソーシャルワーカー事業の推進
- ※₄ スクールカウンセラーの活用
- 江府町要保護児童対策協議会を通じた児童生徒、家庭への適切な支援・指導

※3 スクールソーシャルワーカー：子ども本人と向き合うだけではなく家庭や行政、福祉関係施設など、外部機関と連携しながら子どもを取り巻く環境を調整する。

※4 スクールカウンセラー：学校に配置され、児童、生徒の問題や悩みの相談に応じるとともに教師や保護者に対して指導、助言を行う専門家。

5. 基本的な方向5： 学校・地域・家庭の連携

(1) 家庭や地域の教育力の向上

<現状と課題>

教育の原点は家庭教育です。学習の基礎となる基本的な生活習慣は、望ましい家庭教育のもとで育まれます。しかし、少子化・核家族化が進む中で育児不安やしつけに対する不安などを持つ保護者は増えています。保育園では、子育て支援センターを通して、育児をする保護者を支援するようになってきました。また、保護者会や各校のPTA対象の研修会なども実施してきました。今後も、望ましい家庭教育が全ての家庭で実践されるよう子育てだけでなく親育ちという観点からの保護者研修の充実が必要です。また、家庭と連携した家庭学習への意欲付けということも大切な取組です。

子どもは家庭と学校だけでなく、地域でも生活しています。地域の教育力も子ども達の健全育成には欠かせない側面です。本町では、地域の教育力をより高めていくために、平成21年度より学校支援地域本部事業を行ってきました。この事業により、読み聞かせなどの学習支援や学校の環境整備支援、通学見守り支援など地域の方が学校支援のためのボランティア活動に加わってくださるようになってきました。今後はその活動をさらに充実させ、町民全体が子ども達の育ちを見守るようにしていきます。

また、学校関係者評価委員会などを通して、地域住民の学校教育への関心を高め、地域とともにある学校づくりをさらに進めていく必要があります。

<主な取り組み>

- 家庭教育の充実（親育ち）のための研修と啓発
- 江府町版「学びのススメ」の活用による家庭と連携した家庭学習の推進
- 学校支援ボランティア活動の充実
- 学校関係者評価委員の活用等による地域の学校運営参加の充実
- 地域の学校づくりへの参画体制の構築

(2) ふるさと教育の推進

<現状と課題>

ふるさとに生まれ育つ子ども達には、次代のふるさとの発展に寄与してほしいと誰しもが思います。しかし、変化の激しい社会にあって、地方から都会への人口流出にはなかなか歯止めがかからず、本町の将来を担い、地域を活性化しその発展に寄与する人材の確保が懸念されています。ふるさとを愛し、ふるさとをより良くしようとする人材を育てていくことはこれからの本町教育の大事な視点でもあります。

本町は豊かな自然に恵まれています。小学校で実践しているブナの実プロジェクトや総合的な学習による郷土学習など、地域の素材を生かした教育も進めてきました。また、地域で働く人に触れその人たちに学ぶ職場体験学習も中学校において実施しています。そのようなふるさとのヒト・モノ・コトと子どもたちを結びつけるふるさと教育を充実させていかなければなりません。平成 27 年度からは、「地域と共にある学校づくり」をテーマに、土曜を活用した地域と連携した活動が始まりました。これを契機に、より一層地域に根差した教育を展開していきます。ふるさと教育を推進することで、故郷を愛する心を育てるだけでなく、公共の精神を自覚させ、望ましい勤労観、職業観を育むようにしていきます。

行政の進める町づくりに合わせた教育の展開も進めていきます。

<主な取り組み>

- 総合的な学習等による地域学習の推進（地域のゲストティーチャーの活用）
- 豊かな自然を題材にした学習の推進（ブナの実プロジェクト等）
- 土曜授業を活用した「開かれた学校づくり」の推進
- 地域人材の活用
- 職場体験学習などキャリア教育の充実
- 行政の町づくりと連携した教育の推進



職業体験「ワクワク江府」

Ⅱ 社会教育

6. 基本的な方向1： 青少年の育成

(1) 青少年の健全な育成

<現状と課題>

現在の社会は、情報の氾濫、経済の停滞、少子高齢化の進行や地域の教育力の低下など、若者にとって厳しい状況にあります。そのため、青少年の健全教育にはこれまで以上に多くの支援や協力が必要とされており、町全体で子どもたちを育てる環境の整備に取り組む必要性があります。

家庭は青少年の成長において重要な役割を持っています。しかし、親子関係の希薄化、過保護や過干渉、親自身の体験や経験不足、規範意識の低下など、本来家庭が担うべき基本的な生活習慣やマナーやルールなどのしつけを保育園や学校に任せきりになっているなど、子どもの自主性や社会性を育む上で、家庭教育力が低下していることが課題となっており、家庭教育アドバイザーなどを利用した家庭教育の支援事業を推進していくことが大切です。

また、青年層では、社会的、精神的な自立を支援し、社会での役割、責任ある行動、社会に貢献する気持ちを育成することが重要です。

<主な取り組み>

- 家庭教育支援の実施。
- ※5ペアレンタルコントロール等の推進によるネットトラブルの抑制
- 青少年育成江府町民会議を中心とした育成活動の推進
- リーダー育成事業の実施
- 青年団の活動支援

※5ペアレンタルコントロール

子どもによるパソコンや携帯電話などの情報通信機器の利用を親が監視して制限する取り組み



(2) 社会性の育成

<現状と課題>

国際化、情報化の急速な進展や雇用の流動化など、多様で激しく変動する現代社会を生きていくために、時代の動き、社会の動きに積極的に目を向け、他者に対して適切に対応しながら、集団の中で協調的に行動ができる力、いわゆる「社会性」が求められます。しかし、現代社会は人間関係の希薄化、ネットなどによる実体を伴わない交流などお互いが力を合わせて何かを成し遂げるといったような経験が減少しています。

より良い社会を主体的に形成していくために、子どもたちに人と人との関わる実経験を通して、人間関係を構築する力を育むとともに、地域との協働による活動を通じて、自分が社会から必要とされていることを感じさせ、社会のために役立つ人材を育てることが求められています。

<主な取り組み>

- ・ 青少年を対象とした体験活動の推進
- ・ 放課後子ども教室等における異年齢集団での交流・体験機会の提供



ふれあいもちつき大会



放課後子ども教室

(3) 地域の子育て環境整備の推進

<現状と課題>

放課後子ども教室

平成26年7月に策定された国の「放課後子どもプラン」(文部科学省・厚生労働省共同)において、全ての小学生が放課後等を安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるようにするための取組みを推進することが示されました。

これに基づき本町では、小学校の旧ランチルームを拠点に、保護者が求める子どもの安全・安心な居場所として、また、地域の大人との交流や学びの場として、子育て支援、健全育成の両面から子ども教室を実施しています。

平成27年度に実施した保護者アンケートの結果に基づき、平成28年度から通年実施としましたが、児童数は減少傾向ながら多様な家庭環境は複雑化しており、今後も保護者のニーズ、地域の要望に基づいた事業を展開していく必要があります。

<主な取り組み>

- 放課後子ども教室
- 長期休業中(夏・冬・春)の子ども教室



雪で遊ぶ子どもたち

7. 基本的な方向2： 学習機会の充実

(1) 生涯学習の推進

<現状と課題>

平成18年に教育基本法が改正され、生涯学習社会の実現が社会全体で取り組むべき共通の目標として掲げられました。日常生活においても絶えず新たに生み出される知識や技能を生涯にわたって学んでいく必要があります。また、活力のある地域づくりを実現するためにも、町民が地域の抱えている様々な問題に関心を持ち、その解決に向けた学習活動を行っていく事が求められています。誰もが生涯にわたって学習し、自己の人生を充実させるとともにその学習成果がそれぞれの地域で活かされ、※6 知の循環型社会へとつながるよう計画的に取り組んでいく事が重要です。今後、町民の学習ニーズを踏まえ、自主的・主体的に学ぶことができる学習機会の充実が求められています。

<主な取り組み>

- 明徳学園の開講
- 公民館等における多様な講座の実施
- 地域課題、ふるさと学習講座の実施
- 社会教育団体の活動支援

※6 知の循環型社会

各個人が自らのニーズに基づき学習した成果を社会に返し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献する社会



8. 基本的な方向3： 施設機能の充実

(1) 生涯学習施設の充実

<現状と課題>

町内には公民館として中央公民館が1館、分館が40館あります。

現在、公民館などで行われている講座、教室などでは、個人の趣味などを満たす「要求学習」と言えるものが多くありますが、人づくり、まちづくりの視点から現代的課題を学ぶための「必要学習」の充実が求められています。今後は町民自らの学びをさらに積極的に進めるため、生涯学習情報、機会の提供のほか、講座の企画、運営などの支援体制をつくり町民による自主講座を支えていく必要があります。

町立図書館として、防災・情報センター内の1階スペースと2階廊下本棚を使用し、地域住民の学習資料・読書用蔵書等を提供していますが、町民の幅広い世代のニーズにそえるように、保育園・学校図書館、県立図書館等とも連携を図っていくことが必要です。

また、1階ITルームにはパソコンを備えるとともに個人の学習環境として利活用されています。こうした落ち着いた学習環境の拡充も検討することが大切です。

<主な取り組み>

- 公民館の運営、管理
- 公民館・分館の活性化研究
- 他の公共図書館との連携
- 読み聞かせ活動の充実による読書活動の推進
- 町立図書館運営充実の研究
- 学習環境拡充の検討



9. 基本的な方向4： 歴史・文化遺産の活用

(1) 文化財保護の推進

<現状と課題>

文化財は、保護の手をさしのべなければ消えてしまう貴重で繊細な“ふるさとの財産”で、保護の徹底が求められています。

古くから地域で伝承されてきた習慣や行事などが、時代の変化と共に失われつつあり、記録存続が急務です。地域の歴史・文化などを正しく理解するうえで欠くことのできない資料であり、将来の発展・向上への礎となるものです。貴重な文化財が滅失する前に、価値を明らかにすることが必要です。

<主な取り組み>

- 調査・保存していく体制の整備
- 文化財情報の発信
- 地域住民と一体となった保存・保全活動の推進

(2) 郷土学習の推進

<現状と課題>

文化財を将来に渡り継承していくためには、地域住民が文化財保護の意識を高めていくことが重要です。そのためには、文化財を活用してあらゆる世代の人が文化財や地域の歴史、自然環境等に気軽に親しむ機会を充実させていかなければなりません。本町には、文化財の知識や伝統技術を保持する貴重な人材が存在します。個人の知恵を活かした特色ある郷土学習が推進できるようにしていかなければなりません。

<主な取り組み>

- 郷土学習や体験学習の推進
- 文化財保存の後継者育成

(3) 文化遺産の環境整備

<現状と課題>

住民が文化財に親しみ、郷土を誇りに思う心や郷土を愛する心を育むために、文化財の積極的な活用を図る必要があります。案内表示板の設置、案内パンフレット・散策マップなどの刊行やガイド養成など、見学者が安全で気軽に学習・体験できるように周辺環境資源整備を行い、観光資源としての価値も高めながら文化財を身近な存在としていく必要があります。

<主な取り組み>

- 周辺環境整備
- 観光資源としての文化財活用



仏ヶ峠ノ地藏

10. 基本的な方向5： 芸術文化の振興

(1) 芸術文化にふれる機会の充実と人づくり

<現状と課題>

時代の変化に伴う価値観の多様化などを背景として、「心の豊かさ」を重視する傾向が年々強まっています。

若い世代の独創性や創造性を育むためには、幼少期から優れた芸術文化にふれ、豊かな情操を養う機会が大切です。また、町文化協会などの活動において、次代の担い手が育っていくための体制づくりが求められています。

地域の特性を生かした個性的な地域文化を創造するため、住民の自主的な文化活動の支援及び、民俗芸能など無形文化財の伝承活動の促進を図り、公開発表の場を確保するとともに、記録保存に努めることが大切です。

<主な取り組み>

- ふるさとの伝統文化及び芸能の継承、発展
- 情報の収集、提供の推進
- 文化祭などの市民参加事業の推進
- 指導者の育成・活用



町文化祭「小学校合奏」



町文化祭「太極拳」

11. 基本的な方向6： スポーツを通じた健康で豊かな生活づくり

(1) 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実

<現状と課題>

少子化に伴い、本町の児童対象スポーツクラブや中学校の運動部での所属者数は減少を続けています。この影響によりスポーツクラブや中学校の運動部が廃止されるなど、スポーツを選択する機会が大きく減少しています。

<主な取り組み>

- スポーツ少年団の活動支援
- スポーツ教室及びスポーツ大会の拡充
- スポーツ団体の支援（全国大会等の旅費補助など）

(2) 若者のスポーツ機会拡充と高齢者の体力づくり支援

<現状と課題>

本町における住民のスポーツ参加は、大会や教室では体育協会及び体育協会各部の主催によるものが中心となっています。自主的な活動は奥大山ぶなの森クラブを始めとしてソフトテニスやグラウンドゴルフ、婦人バレーボールや空手など様々あり、誰でもスポーツに参加できます。また、高齢者の体力づくりは、奥大山ぶなの森クラブ内のはつらつ健康クラブやグラウンドゴルフ協会活動の他、町福祉保健課が行う体力づくり事業などが行われています。長寿社会となり高齢者が増えてくる中で、健康で豊かな生活を送れるよう体力維持のための事業を支援していく必要があります。

<主な取り組み>

- スポーツ教室・大会の開催とPRの強化
- 高齢者の運動機会の拡充
- 高齢者スポーツの支援

(3) 住民が主体的に参画する地域スポーツの環境整備

<現状と課題>

本町には、総合型クラブである奥大山ぶなの森クラブを始めとしてグラウンドゴルフや太極拳など、住民が自主的に運営を行っているスポーツ団体があります。いずれの団体においても活動資金や活動の場など諸問題を抱えており、町施設使用料の減免など、主体的な運営を損なわないようにしながら町としての支援措置を行う必要があります。

<主な取り組み>

- 奥大山ぶなの森クラブの活動支援
- スポーツ推進委員の活動支援

(4) スポーツ環境の整備

<現状と課題>

本町には、町運動公園（総合体育館、総合グラウンド、テニスコート、プール）、奥大山スキー場、旧小学校体育館・グラウンドなど、スポーツを行うことができる施設があります。

運動公園は平成26年度に江府中学校が隣接して建設されたことにより、学校の体育館・グラウンドとしても利用されているため、スポーツ少年団やその他スポーツクラブと調整しながら利用をしています。中学校施設としての利便性も高めながら、住民全体が利用しやすい施設にしていく必要があります。

<主な取り組み>

- 公共スポーツ施設ストックの計画的な修繕による長寿命化
- 住民が利用しやすい施設の運営



少年野球大会

Ⅲ 人権教育

1. 基本的な方向： 人権教育の推進

<現状と課題>

現在の幼児教育・学校教育や社会教育は、平成12年（2000年）に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」にそって進められており、平成20年（2008年）には「人権教育の指導の在り方について」の第3次とりまとめが行われました。この中では、個別な人権課題として、12の課題（女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、その他）に対して取り組みが必要とされており、広がり続ける人権侵害社会への速やかかつ丁寧な対応が求められています。

本町においては、保小中における学習や生活の場面において、様々な人との関わり合いの中で、人権に関する理解と人権感覚の基礎を身につけ、実践的な行動力を育てることを目指し、それぞれの発達段階に応じた系統的な人権教育を行っています。また、社会教育においては、江府町人権・同和教育推進協議会が主となり人権教育事業を実施し、様々な人権について町民が学ぶことができる場を提供してきました。しかし、人口減少等の理由から参加者は減少しつつあり、人権教育推進の核となる人材の不足、更には国の委託金減少等による財源の不足など、事業実施規模を縮小しなければならなくなっています。このため、研修会や学習会の実施数より内容を充実させることを重点に研修会の計画・実施を行っていく必要があります。

そのためには、町民誰もが取り組みやすい題材を扱った研修会・学習会を実施することと、町人権・同和教育推進協議会において会員が今以上に事業計画・運営に参加できるような組織強化が必要となります。

<主な取り組み>

- ・ 保育園・小中学校の指導計画に沿った実践の取組
- ・ 取り組みやすいテーマで行う小地域懇談会
- ・ 様々な題材を取り上げた「たんぽぽ学級」の実施
- ・ 町民が参加しやすい町人権・同和教育研究集会の実施
- ・ 町人権・同和教育推進協議会の組織強化及び他団体との連携強化



人権・同和教育研究集会兼
江府中 PTA 人権公演会

江府町教育大綱

平成29年4月1日

〒689-4401

鳥取県日野郡江府町江尾 1944 番地 2

編集：江府町教育委員会